

広島県告示第八百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県府中市本山町、同市桜が丘一丁目及び同市鵜飼町地内				区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
東谷（二八六四―六）	急傾斜地の崩壊	東谷（二八六四―六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
東谷（二八六四―七）	急傾斜地の崩壊	東谷（二八六四―七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
東谷（二八六四―八）	急傾斜地の崩壊	東谷（二八六四―八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
本山五（一〇七七六―一）	急傾斜地の崩壊	本山五（一〇七七六―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
本山五（一〇七七六―二）	急傾斜地の崩壊	本山五（一〇七七六―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
本山五（一〇七七六―三）	急傾斜地の崩壊	本山五（一〇七七六―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
本山五（一〇七七六―四）	急傾斜地の崩壊	本山五（一〇七七六―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

本山五(一) 〇七七六一 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本山五(一) 〇七七六一 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本山五(一) 〇七七六一 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本山五(一) 〇七七六一 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本山五(一) 〇七七六一 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本山五(一) 〇七七六一 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。